

第2章 紙料・手当等

○福島地方水道用水供給企業団職員の給 与の種類及び基準を定める条例

〔昭和60年11月1日
条例第7号〕

改正 平成24年3月8日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類及び基準)

第2条 前条の職員の給与の種類及び基準は、福島市水道局企業職員の給与の例による。ただし、伊達市からの派遣職員の給与の種類及び基準のうち、伊達市に定めのあるものについては、伊達市職員の給与の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。